

高齢者虐待の防止について



目次

- 1 高齢者虐待とは
- 2 高齢者虐待の5類型
- 3 高齢者虐待が発生する要因
- 4 令和6年度介護報酬改定 虐待防止関係の新設項目



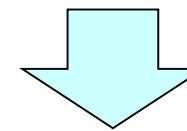
1 高齢者虐待とは



1 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待とは

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」



具体的には…

- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待



1 高齢者虐待とは

(2)高齢者虐待防止法における規定

①事業者の責務(第20条)

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

②従事者の責務(第21条)

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。 ←義務

※従業者の責務は一般人の責務とは異なる。一般人の場合、生命・身体に重大な危険が生じている虐待を除いては、通報は努力義務となっている(第7条)。

※虚偽や過失の場合を除き、守秘義務は通報を妨げない。また、通報に基づく解雇その他不利益な取り扱いを受けない(第21条)。



1 高齢者虐待とは

(2)高齢者虐待防止法における規定

③通報を受けた場合の措置(第24条)

市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

↓(具体的には…)

事実確認を行うために監査等を実施する。

↓(虐待が発見された場合の対応)

・指定の取り消し、期間を定めてその指定の全部or一部効力の停止(人格尊重義務違反の場合) ←公表

・改善勧告(基準に従って適正な事業の運営をしていない場合) ←非公表

※正当な理由なく勧告に関する措置を行わない場合は、改善命令を行う ←この場合は公表

・文書指導(軽微な改善を要する場合) ←非公表

※虐待が発見されている場合は「軽微な改善」では足りないことが多いため、上記2点が主な対応となる。

2 高齢者虐待の5類型



2 高齢者虐待の5類型

①身体的虐待

○定義：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

○具体例

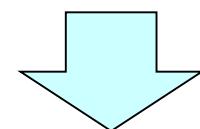
- ・暴力的行為

→平手打ちをする・ぶつかって転ばせる・入浴時に熱湯をかけ火傷させる・物を投げつける（本人に当たらなくても該当）など

- ・本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

→身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせるなど

- ・「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制



傷害罪、暴行罪、逮捕・監禁罪などに該当する場合があります。



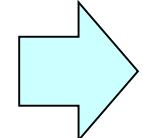
2 高齢者虐待の5類型

②介護・世話の放棄・放任

○定義:高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

○具体例

- ・必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
→入浴させない、髪を切らないなど日常的に著しく不衛生な状態で生活させる・褥瘡(床ずれ)ができるなど体位の調整や栄養管理を怠る など
- ・高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
→医療が必要な状況にも関わらず、受診させない・処方通りの服薬をさせない など
- ・必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
→ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く など
- ・高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
→他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない など



保護責任者遺棄罪などに該当する場合があります。



2 高齢者虐待の5類型

③心理的虐待

○定義:高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○具体例

- ・威嚇的な発言、態度

→怒鳴る・罵る・「追い出しそう」と言い脅す など

- ・侮辱的な発言、態度

→排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する など

- ・高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

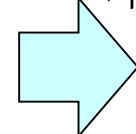
→「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」と言う など

- ・高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

→自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し食事の全介助をする など

- ・心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

→本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない など

 **強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪などに該当する場合があります。**



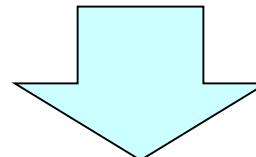
2 高齢者虐待の5類型

④性的虐待

○定義:高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

○具体例

- ・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
→キスや性的行為を強要する・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮り、撮影したものを他人に見せる・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりし、またその場面を見せないための配慮をしない など



強制わいせつ罪、不同意性交等罪などに該当する場合があります。



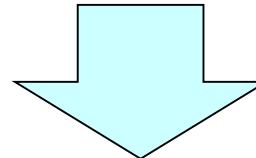
2 高齢者虐待の5類型

⑤経済的虐待

○定義:高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○具体例

- ・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
→日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・年金や預貯金を無断で使用する・本人の自宅等を本人に無断で売却する など



窃盗罪、横領罪、詐欺罪などに該当する場合があります。



3 高齢者虐待が 発生する要因



3 高齢者虐待が発生する要因

【虐待が繰り返し発生する施設に関する要因】

- 1 業務負担軽減に向けた取組みが不十分
- 2 業務環境変化への対応取組みが不十分
- 3 職員に対する虐待防止に関する研修の実施が不十分

(出典)厚生労働省 老人保健増進等事業
令和5年度自治体による高齢者虐待対応の標準化及び
体制整備に資するAI等の活用に関する調査研究事業



4 令和6年度介護報酬改定 虐待防止関係の新設項目



4 令和6年度介護報酬改定 虐待防止関係の新設項目

【高齢者虐待防止措置未実施減算】(所定単位の100分の1を減算)

- 算定要件:虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

★①～④のうち、1つでも講じられていない項目があれば減算となる。

※(介護予防)居宅療養管理指導及び特定(介護予防)福祉用具販売は除く

※(介護予防)福祉用具貸与は3年間の経過措置あり

